

●香川県告示第393号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金及び支払命令金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正し、改正後の規定は、平成24年7月分以後に係る費用徴収について適用する。

平成24年8月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 入所等の措置等に要する費用の徴収基準</p> <p>(1) 法第22条第1項、第23条第1項本文、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者（<u>自立援助ホーム（法第6条の3第1項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者を除く。</u>）の前年分の所得税額等に応じ、別表第2により算定した額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 小児慢性特定疾患医療の給付に要する費用の支払命令基準</p> <p>法第21条の5に規定する医療の給付に要する費用について、納入義務者に対して、当該医療の給付を行うことを委託した医療機関に支払うべき旨を命ずる費用の額は、当該措置児童（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条の2に規定する者を含む。）の属する世帯の生計中心者の前年分の所得税額等に応じ、<u>別表第4</u>により算定した額とする。ただし、別に定める小児慢性特定疾患重症患者認定基準に該当する者として認定を受けた者及び血友病患者については、この限りでない。</p>	<p>2 入所等の措置等に要する費用の徴収基準</p> <p>(1) 法第22条第1項、第23条第1項本文、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置等に要する費用について、納入義務者から徴収する費用の額は、当該措置児童等及び当該措置児童等の属する世帯の扶養義務者（<u>自立援助ホーム（法第6条の2第1項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）の入所児童の扶養義務者は除く。</u>）の前年分の所得税額等に応じ、別表第2により算定した額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>(1)の規定にかかわらず、法第31条第2項、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項に規定する措置に要する費用について、当該措置児童（18歳以上の者を含む。）で月の初日の年齢が20歳以上のもの（以下「入所者」という。）から徴収する費用の額は、当該入所者の前年分の対象収入等に応じ、別表第4により算定した額とし、当該算定した額が当該措置に要した費用の額に満たないときは、その満たない額に係る費用について、当該扶養義務者から徴収する。この場合において、当該扶養義務者から徴収する費用の額は、(1)の規定に準じて算定した額とする。</u></p> <p>3 小児慢性特定疾患医療の給付に要する費用の支払命令基準</p> <p>法第21条の5に規定する医療の給付に要する費用について、納入義務者に対して、当該医療の給付を行うことを委託した医療機関に支払うべき旨を命ずる費用の額は、当該措置児童（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条の2に規定する者を含む。）の属する世帯の生計中心者の前年分の所得税額等に応じ、<u>別表第5</u>により算定した額とする。ただし、別に定める小児慢性特定疾患重症患者認定基準に該当する者として認定を受けた者及び血友病患者については、この限りでない。</p>

別表第2 (2の(1)関係)

費用徴収基準

税額等による階層区分	徴収基準額 (月額)	
	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び自立援助ホーム
略		

備考

1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合にはその額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項に規定する特定寄附金のうち、同項第1号、第2号（寄附金に限る。）及び第3号（寄附金に

別表第2 (2の(1)関係)

費用徴収基準

税額等による階層区分	徴収基準額 (月額)	
	入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び自立援助ホーム
略		

備考

1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合にはその額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（寄附金に限る。）及び第3号（寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95

限る。)に規定するものに限る。)、第84条第1項、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 略

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設、指定医療機関(入所に限る。)、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム(法第6条の3第8項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。)及び里親をいう。

4 略

算式(1)

事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費、知的障害児自活訓練事業加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費及び保育機能強化加算費の単価を除く。算式(2)において同じ。)+事業費の各費目(里親手当を除く。算式(2)において同じ。)の当該月の当該措置児童等につき支弁した額

算式(2)

略

5 略

条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 略

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、肢体不自由児療護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、助産施設、ファミリーホーム(法第6条の2第8項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。)及び里親をいう。

4 徴収する費用の額は、月額により決定するものとし、徴収する費用の額が当該月における当該措置児童等に係る措置費の支弁額の額を超える場合は、この表にかかわらず、当該支弁額とする。(措置費の支弁額は、次の算式(1)により算定した額とする。ただし、月の途中で措置を採り、解除し、又は停止した場合は、次の算式(2)により算定した額とする。)

算式(1)

事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費及び入所児童(者)処遇特別加算費の単価を除く。算式(2)において同じ。)+事業費の各費目(里親手当を除く。算式(2)において同じ。)の当該月の当該措置児童等につき支弁した額

算式(2)

略

5 入所者の年齢が20歳以上の場合、この表にかかわらず、当分の間、徴収基準額(D14階層を除く。)に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨て)を徴収する費用の額とする。ただし、B階層に属する世帯に係る徴収する費用の額は0円とする。

6 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合は、この表にかかわらず、当該世帯に係る徴

(1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいう。自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。）

(2) 略

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。）

ア～エ 略

(4) 略

6 同一世帯から2人以上の児童等が、同時にこの表の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施設に係る徴収基準額＋児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくはこの表に定める児童自立支援施設通所部及び情緒障害児短期治療施設通所部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設（法第6条の2第3項の指定医療機関、法第21条の5の15第1項の障害児通所支援事業所又は法第42条の障害児入所施設をいう。以下同じ。）の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、

収する費用の額は0円とする。

(1) 単身世帯（扶養義務者のいない世帯をいう。）

(2) 略

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。）

ア～エ 略

(4) 略

7 同一世帯から2人以上の児童等が、同時にこの表の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額（5の適用後の徴収基準額を含む。）に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、平成19年12月1日以降において、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は「児童入所施設に係る徴収基準額＋児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくはこの表に定める児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収基準額である場合は当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴

障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収基準額は0円とする。

8 略

収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

8 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収基準額は0円とする。

9 略

10 保育所に入所している児童で障害のあるものが知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部（以下「障害児通園施設」という。）へ通所する場合並びに障害児通園施設に通所している児童が保育所へ入所する場合に徴収する費用の額は、この表及び4にかかわらず、次の算式(1)により算定した額とする。ただし、算式(1)により算定した額が当該月における当該措置児童等に係る措置費の支弁額を超える場合は、算式(1)により算定した額にかかわらず、当該支弁額とする。（措置費の支弁額は、次の算式(2)により算定した額とする。）

算式(1)

$$\frac{\text{この表の徴収基準額（月額）}}{\text{当該月の開園日数（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び障害児通園施設が定める休日（以下「休日」という。）を除いた日数）}} \times \text{当該月の通園日数（10円未満の端数が生じた場合は、切捨て）}$$

算式(2)

$$\frac{\text{事務費の月額保護単価（4の算式(1)における事務費の月額保護単価に同じ。）} + \text{事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額}}{\text{当該月の開園日数（日曜日及び休日を除いた日数）}} \times \text{当該月の通園日数} + \text{月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額（10円未満の端数が生じた場合は、切捨て）}$$

別表第3（2の（2）関係）

乳児院における短期入所措置に係る費用徴収基準

別表第3（2の（2）関係）

乳児院における短期入所措置に係る費用徴収基準

略

備考

1 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項に規定する特定寄附金のうち、同項第1号、第2号(寄附金に限る。))及び第3号(寄附金に限る。))に規定するものに限る。)、第84条第1項、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 略

2 同一世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受けている場合は、徴収基準額(日額)に当該入所期間を乗じて得た額の最も多額な児童以外の児童については、当該施設のこの表の徴収基準額(日額)に当該入所期間を乗じて得た額に0.1を乗じて得た額を当該児童の徴収する費用の額とする。

ただし、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「(乳児院に係る徴収基準額(日額)×入所期間)+(乳児院に係る徴収基準額(日額)×入所期間×0.1)×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を乳児院に係る徴

略

備考

1 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(寄附金に限る。))及び第3号(寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 略

2 同一世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受けている場合は、徴収基準額(日額)に当該入所期間を乗じて得た額の最も多額な児童以外の児童については、当該施設のこの表の徴収基準額(日額)に当該入所期間を乗じて得た額に0.1を乗じて得た額を当該児童の徴収する費用の額とする。

ただし、平成19年12月1日以降において、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は「(乳児院に係る徴収基準額(日額)×入所期間)+(乳児院に係る徴収基準額(日額)×入所期間×0.1)×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。))をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額と

収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、乳児院に係る徴収する費用の額は0円とする。

の差額を乳児院に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、乳児院に係る徴収する費用の額は0円とする。

別表第4 (2の(3)関係)

入所者費用徴収基準

対象収入等による階層区分		費用徴収月額	
		肢体不自由児療護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設	
1	生活保護法による被保護者（単給を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者		0円
1階層の者を除き、対象収入額が次に掲げる額である者は、当該区分による。			
2	0円 ～ 270,000円		0円
3	270,001 ～ 280,000		1,000
4	280,001 ～ 300,000		1,800
5	300,001 ～ 320,000		3,400
6	320,001 ～ 340,000		4,700
7	340,001 ～ 360,000		5,800
8	360,001 ～ 380,000		7,500
9	380,001 ～ 400,000		9,100
10	400,001 ～ 420,000		10,800
11	420,001 ～ 440,000		12,500
12	440,001 ～ 460,000		14,100
13	460,001 ～ 480,000		15,800
14	480,001 ～ 500,000		17,500
15	500,001 ～ 520,000		19,100

16	520,001	～	540,000	20,800
17	540,001	～	560,000	22,500
18	560,001	～	580,000	24,100
19	580,001	～	600,000	25,800
20	600,001	～	640,000	27,500
21	640,001	～	680,000	30,800
22	680,001	～	720,000	34,100
23	720,001	～	760,000	37,500
24	760,001	～	800,000	39,800
25	800,001	～	840,000	41,800
26	840,001	～	880,000	43,800
27	880,001	～	920,000	45,800
28	920,001	～	960,000	47,800
29	960,001	～	1,000,000	49,800
30	1,000,001	～	1,040,000	51,800
31	1,040,001	～	1,080,000	54,400
32	1,080,001	～	1,120,000	57,100
33	1,120,001	～	1,160,000	59,800
34	1,160,001	～	1,200,000	62,400
35	1,200,001	～	1,260,000	65,100
36	1,260,001	～	1,320,000	69,100
37	1,320,001	～	1,380,000	73,100
38	1,380,001	～	1,440,000	77,100
39	1,440,001	～	1,500,000	81,100
40	1,500,001円以上			81,100円 + (150万円超過額×0.9÷12月) (100円未満切捨て)

備考

- 1 この表の「対象収入額」とは、前年の収入額から基本控除及び租税等の額を控除した額をいう。
- 2 徴収する費用の額は、月額により決定するものとし、徴収する費用の額が当該月における当該入所者に係る措置費の支弁額を超える場合は、この表にかかわらず、当該支弁額とする。(措置費の支弁額とは別表第2備考4の算式(1)により算定した額とする。ただし、月の中

途で措置を採り、解除し、又は停止した場合は、同表備考4の算式
(2)により算定した額とする。)

3 当分の間、この表にかかわらず、徴収する費用の額の上限を次の
とおりとする。

(1) 重症心身障害児施設 90,000円

(2) その他の施設 50,000円

別表第4 (3関係)

略

別表第5 (3関係)

略